

配偶者暴力対策基本計画（令和4年3月）の構成

■配偶者暴力対策

1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見

- (1) 暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進
- (2) 早期発見体制の充実

2 多様な相談体制の整備

- (1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実
- (2) 身近な地域での相談窓口の充実
- (3) 多様な人々の状況に応じた相談機能の充実

3 安全な保護のための体制の整備

- (1) 保護体制の整備
- (2) 安全の確保と加害者対応

4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備

- (1) 総合的な自立支援の展開
- (2) 安全で安心できる生活支援
- (3) 就労支援の充実
- (4) 住宅確保のための支援の充実
- (5) 子供のケア体制の充実

5 関係機関・団体等の連携の推進

- (1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化
- (2) 民間団体との連携・協力の促進

6 人材育成の推進

7 二次被害防止と適切な苦情対応

8 調査研究の推進

■男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策

1 性暴力被害者に対する支援

2 ストーカー被害者に対する支援

3 セクシュアル・ハラスメント等の防止

4 性・暴力表現等への対応

(参考) 東京都配偶者暴力対策基本計画について

都では、配偶者暴力対策に係る具体的施策を展開するため、DV被害者支援の各フェーズに応じて**7つの分野別の基本目標を掲げた**「東京都配偶者暴力対策基本計画」を平成18年3月に策定

■東京都配偶者暴力対策基本計画（平成18年3月）における基本目標

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| (1) 暴力の未然防止と早期発見の推進 | (4) 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備 |
| (2) 多様な相談体制の整備 | (5) 関係機関・団体等の連携の推進 |
| (3) 安全な保護のための体制の整備 | (6) 人材育成の推進と適切な苦情対応 |
| | (7) 調査研究の推進 |

平成29年3月改定において、配偶者暴力と近接する課題を合わせて掲載

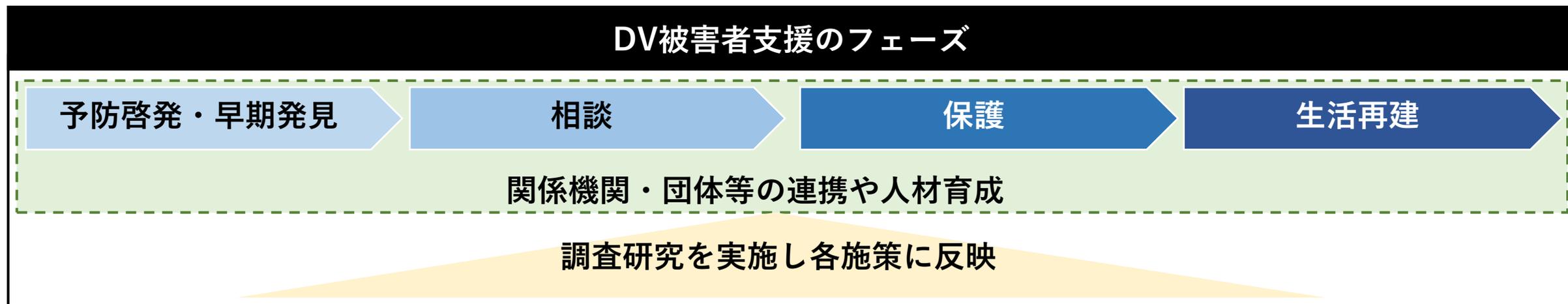
■男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1 性暴力被害者に対する支援 | 3 セクシュアル・ハラスメント等の防止 |
| 2 ストーカー被害者に対する支援 | 4 性・暴力表現等への対応 |

<計画の構成について>

国が策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」では、都道府県基本計画の基本的視点として、「暴力の防止」から「被害者の保護」「自立支援」に至る各段階について、施策の内容を検討することとされている。

DV被害者支援の各フェーズに応じて必要な対策を推進



参考：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する国の基本方針

- ✓ DV防止に関する**啓発**を行う際は、内容に応じ趣旨等についても適切に周知することが望ましい
- ✓ **一時保護や自立支援施設**への入所決定は極めて重要、**民間団体とも連携して適切に実施**することが重要
- ✓ 切れ目のない支援にあたっては、**関係機関等**の認識の共有や具体的な事案に即した協議など、**効果的な連携が必要**
- ✓ 被害者の支援に係る**人材の育成及び資質の向上**について、研修等を通じ、十分配慮することが必要
- ✓ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、**調査研究の推進**に努めること

次期計画構成（案）

■配偶者暴力対策

- | | |
|--------------------------|----------------------------------|
| 1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見 | 5 関係機関・団体等の連携の推進 |
| 2 多様な相談体制の整備 | 6 人材育成の推進
（二次被害防止と適切な苦情対応を含む） |
| 3 安全な保護の体制の整備 | 7 調査研究の推進 |
| 4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備 | |

■男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1 性暴力被害者に対する支援 | 3 セクシュアル・ハラスメント等の防止 |
| 2 ストーカー被害者に対する支援 | 4 性・暴力表現等への対応 |

「暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見」に関するご意見

- ✓ 実態調査でパンフレット・カードについて、手に入れやすいと感じる入手場所（駅、商業施設等）が挙げられているが、**周知場所や周知方法を検討する必要**
- ✓ 男性のDV被害者がいることも踏まえ、例えば、**男性被害者に関する取組の広報も検討する必要**
- ✓ 医療関係者と話す中でDVに関する固定観念を感じる（例：逃げられるのに何で逃げないのか、被害者にも非があるのではないか等）。**DVに係るアンコンの払拭も必要**
- ✓ DV被害者が「自分が悪いから・弱いから」といった思い込みを持たないように、また、一般の方が被害者の精神疾患等について正しく理解していくために、**心理教育的なアプローチが必要**
- ✓ **問題が重複して相談しにくい方々に、どうやって情報を伝えるか。**

「多様な相談体制の整備」に関するご意見

- ✓ **高齢者間のDV**については、どちらかが認知症を患っていて、認知症への理解の無さから暴力が生まれるケースがある。
- ✓ **外国籍の被害者**も多いが、在留資格の問題で公的な福祉サービスを使えない方もおり、そういった方々は民間で頑張って支援している状況
- ✓ **女性相談支援員数は自治体によって大きな偏り**がある。

「安全な保護のための体制の整備」に関する意見

- ✓ 配偶者暴力防止法の改正により、精神的被害を受けた場合も保護命令の対象になったが、被害者支援の現場で使えないと言われている。**もっと保護命令を発令できるようにしてほしい。**

「自立生活再建のための総合的な支援体制の整備」に関するご意見

- ✓ 例えばステップハウスに入居し低賃金で働いている中で、貯金をして次のステップに進むことはハードルが高く、**一時的な支援ではなく継続した支援が必要**
- ✓ PTSD等を抱えた方が働き始め、さらに継続して働き続けるのは困難が伴う。**しっかり働けるまでの継続したサポート体制を築くことが必要**
- ✓ **DV被害者のための住居**について、住宅セーフティネット制度など、**認知度向上**を検討する必要

「関係機関・団体等の連携の推進」に関するご意見

- ✓ 被害が緊急かつ大変な時は、関係機関が皆で見守れるような流れができると当事者は安心できる。
- ✓ 支援者の教育を含めて、支援センター、警察、福祉事務所などが縦割りではなく横断的に連携しながら支援していくことが必要
- ✓ 相談を受けた後に別の相談先を紹介する場合など、どういう場合にどこを紹介するといった基準を機関間で共有できればスムーズな支援が期待できる。
- ✓ 自治体によって状況が違う中で、広域自治体として基礎的自治体のバックアップが必要
- ✓ 小規模な民間団体は人的・経済的な点で慢性的な課題を抱えており、経済的な支援が必要

「人材育成の推進」「調査研究の推進」に関する意見

- ✓ 経済力がつき、被害者の方々が不動産を共有で持ち、逃げないことを選択することが増えている。
一時保護とならないケースにも対応するため、支援者の育成や新しい支援方法の検討が必要
- ✓ 民間団体の構成員の高齢化が進んでおり、構成員の育成が必要

第2章 配偶者暴力対策

1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見

(1) 暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進

- ア 都における普及啓発の実施
- イ 区市町村における普及啓発の支援
- ウ 学校での人権教育の推進
- エ 若年層向け啓発事業の推進

(2) 早期発見体制の充実

- ア 医療機関における適切な対応
- イ 保健所や保健センターにおける適切な支援
- ウ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等
- エ 民生委員・児童委員への研修の実施
- オ 警察における通報への対応

2 多様な相談体制の整備

(1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実

- ア 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実
- イ インターネットによる情報の提供
- ウ 被害者支援基本プログラムの活用
- エ 都の配偶者暴力相談支援センターの中核としての機能の充実

(2) 身近な地域での相談窓口の充実

- ア 警察における対応
- イ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備等への支援

(3) 多様な人々の状況に応じた相談機能の充実

- ア 外国人被害者への対応
- イ 障害のある被害者や高齢の被害者等への対応
- ウ 人権擁護機関と関係機関の連携強化
- エ 男性被害者への対応
- オ 多様化する相談等への対応

3 安全な保護のための体制の整備

(1) 保護体制の整備

- ア 一時保護体制の拡充
- イ 同伴児童への対応の充実

(2) 安全の確保と加害者対応

- ア 警察における対応
- イ 学校・幼稚園・保育所等との連携の強化
- ウ 加害者対応

4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備

(1) 総合的な自立支援の展開

- ア 総合的な被害者支援のための質の充実
- イ 配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充
- ウ 福祉事務所等との連携強化
- エ ひとり親家庭の支援の充実

(2) 安全で安心できる生活支援

- ア 住民票の取扱い等適切な運用
- イ 医療保険に関する適切な情報提供
- ウ 年金等各种制度に関する適切な情報管理及び情報提供
- エ 就学の支援
- オ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等
- カ 自助グループへの参加支援
- キ 配偶者暴力相談支援センターにおける法的支援

(3) 就労支援の充実

- ア 職業訓練の実施
- イ 東京しごとセンター等における就労支援
- ウ 東京ウィメンズプラザにおける就労支援

(4) 住宅確保のための支援の充実

- ア 都営住宅を活用した被害者の住宅の確保
- イ 民間賃貸住宅を活用した被害者の住宅の確保
- ウ 一時保護施設等退所後の支援

(5) 子供のケア体制の充実

- ア 子供のケア体制の徹底
- イ 子供家庭支援センター機能の充実
- ウ 子供や保護者の心のケアの充実

5 関係機関・団体等の連携の推進

(1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化

- ア 都と区市町村の役割分担に基づく連携の促進
- イ 区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定・改定支援
- ウ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援
- エ 配偶者暴力対策のためのネットワーク会議の充実
- オ 被害者支援基本プログラムの活用

(2) 民間団体との連携・協力の促進

- ア 民間団体との連携の促進
- イ 配偶者暴力被害者支援民間人材の養成

6 人材育成の推進

- ア 職務関係者研修の充実
- イ 配偶者暴力被害者支援民間人材の養成

7 二次被害防止と適切な苦情対応

- ア 二次被害防止のための研修の充実
- イ 相談機関における苦情処理担当の設置と手順の明確化

8 調査研究の推進

- ア 配偶者暴力被害に関する調査研究
- イ 加害者対策のあり方検討

第3章 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策

1 性暴力被害者に対する支援

- ア 被害者等への支援
- イ 普及・啓発

2 ストーカー被害者に対する支援

- ア 被害者等への支援
- イ 普及・啓発

3 セクシュアル・ハラスメント等の防止

- ア 相談・普及啓発
- イ 労働相談
- ウ 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策

4 性・暴力表現等への対応

- ア メディアへの対応
- イ 被害者への支援等
- ウ 普及・啓発